

校区公民館・自治公民館の耐震化に関する 補助制度の拡充期間を一部延長します

〈大分市役所 市民協働推進課〉
〈大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金〉

〈概要〉

平成28年4月の熊本地震では多くの家屋が倒壊し甚大な被害が発生しました。大分市では大地震が発生した際、地域のみなさんが普段から使い慣れている校区公民館・自治公民館に安心していち早く避難できるよう、公民館の耐震化支援事業に関する補助制度を平成28年度から令和2年度まで拡充し、その後、期間を5年間延長し、令和7年度末まで拡充期間となされたところです。

この度、耐震化支援事業のうち耐震診断・耐震改修工事については、令和7年度申請を受付出来なかったことから、拡充措置をさらに2年間延長（令和9年度まで）することとなりました。

〈補助制度（耐震化支援事業）の改正〉

● 自治公民館

項目	補助率	補助限度額	補助対象期間	補助対象となる建物
耐震診断	5分の4	200万円	〈改正前〉 令和7年度まで	自治公民館
耐震改修工事	5分の4	800万円	↓ 〈改正後〉 令和9年度まで	耐震診断を受け、耐震性がないものと判断された公民館

● 校区公民館

項目	補助率	補助限度額	補助対象期間	補助対象となる建物
耐震診断	5分の4	240万円	〈改正前〉 令和7年度まで	校区公民館
耐震改修工事	5分の4	1,200万円	↓ 〈改正後〉 令和9年度まで	耐震診断を受け、耐震性がないものと判断された公民館

※耐震化支援事業に関する新築・改築についての拡充は終了

《補助制度ご利用にあたっての注意事項》

◎耐震診断

耐震診断は公民館の構造（木造・鉄筋コンクリート造など）によって、実施できる方の資格が異なりますので、詳しくは専門の業者にお問い合わせください。

◎耐震改修工事

耐震改修工事の補助を受けるためには、事前に耐震診断を受け、その結果をもとに「耐震改修計画」を作成し、耐震診断と耐震改修計画に基づいて補強工事を行えば耐震性が確保されるということを「耐震判定委員会」に認定してもらう必要があります。



ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
大分市役所 市民部 市民協働推進課
自治担当班 097-537-5612